

— あんしん保証パック Certified B 利用規約 —

第1章 総則

第1条（利用規約の適用）

ソフトバンク株式会社（以下「当社」といいます。）は、このあんしん保証パック Certified B 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これによりあんしん保証パック Certified B（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

第2条（用語の定義）

用語	用語の意味
本契約	本規約に基づいてお客さまと当社との間で締結される本サービスの提供を受けるための契約
お客さま	当社が指定する販売店舗で対象製品を購入し、本規約にもとづき本サービスの申込みをする者
契約者	当社との間で本契約を締結した者
故障等	故障、水濡れ・全損等の総称（盗難及び紛失は含まれません）
対象製品	当社が指定する本サービスの対象となる製品
交換製品	SoftBank Certified にて販売されるものと同等の当社の認定済み整備品（軽微な傷・汚れがあります）
別紙	本規約の別紙「特典内容と提供条件」

第2章 本サービスの提供

第3条（本サービスの概要）

1. 当社は、本規約に基づき、契約者が当社所定の手続きを行った場合、別紙に定める各特典を提供します。
2. 当社所定の手続きは、当社ホームページに掲載します。

第4条（特典の適用）

- 1 特典②（修理受付終了機種割引）に定める各特典については、当社が指定する店舗にて引渡時に適用します。
- 2 別紙の特典①（配送交換）に定める各特典についてはオンライン又は電話にて申込み場合、申込み時に適用します。

第3章 契約

第5条（本サービスの提供対象）

本サービスは、申込時にお客さまが指定した対象製品に対して提供され、付属品には提供されないものとします。なお、初期不良等によって対象製品が交換された場合は、交換後の製品に対して提供するものとします。

第6条（本サービス申込の方法）

お客さまは、対象製品の購入と同時の場合に限り、当社所定の手続きにより、本サービスを申込みすることができるものとします。

第7条（申込の承諾）

当社は、お客さまから本サービスへの申込みがあった場合、以下のいずれかに該当する場合は除き、その申込みを承諾します。

- （1）本規約により本サービスの提供ができない場合
- （2）お申込みを承諾する事が技術的に困難な場合
- （3）申込者が当社に対する債務の履行を怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断した場合

第8条（契約者による本契約の終了）

契約者は、本契約の解除をしようとするときは、当社所定の手続きにより届け出るものとします。

第9条（本契約の終了条件）

本契約は、契約者が次のいずれかに該当した場合、それぞれに定める時期に本契約は終了するものとします。

- （1） 契約者が、当社が別途指定するキャンペーンに申込み、対象製品が当社に引渡された場合、対象のキャンペーンの適用時
- （2） 別紙に定める特典②（修理受付終了機種割引）を利用した場合、新たに製品を購入した日

第10条（その他当社による契約の解除）

当社は、法令で定める場合のほか、契約者が次のいずれかに該当した場合、契約者に対しなんらの催告等を要せず本契約を解除できるものとします。

- （1） 入会時に虚偽の申告をした場合
- （2） 本規約の規定に違反した場合
- （3） 月額使用料の支払い等の当社に対する債務の履行を怠った場合
- （4） 特典の利用状況等が適当でないと判断された場合
- （5） 住所変更の届けを怠る等、契約者の責めに帰すべき事由により当社から契約者への連絡等が客観的に不能と当社が判断した場合
- （6） その他当社が不適格と認めた場合

第11条（本サービス適用期間）

本サービスの適用期間は、第7条により申込みを当社が承諾した日から、第8条により契約者が本契約を解除する日、第9条により本契約が終了する日、又は第10条により当社が本契約を解除した日までとします。

第12条（本契約上の地位の譲渡）

契約者が、当社所定の手続きと条件により本契約の地位の譲渡を行う場合、本契約上の契約者の地位は譲受人に譲渡されるものとし、この場合、譲渡人の特典の適用実績もまた、譲受人にそのまま引き継がれるものとします。ただし、本サービスに登録された対象製品の譲受人から本契約の譲渡に同意しない旨の申し出があった場合は、対象製品の譲渡承認の日をもって本契約は終了するものとします。これらは契約者の相続等の場合の承継においても同様とします。

第13条（月額使用料）

- 1 本サービスの月額使用料は、月額 550 円とします。
- 2 当社は、当社が別途定める条件を満たす契約者に対して、月額使用料を一定期間無料とする場合があります。

第14条（月額使用料の支払い）

- 1 当社は本サービスの月額使用料を、契約者が指定した支払先に請求します。
- 2 契約者は、月額使用料を当社が指定する期日までに支払うものとします。
- 3 当社は、契約者が支払った月額使用料の返金はしないものとします。

第15条（月額使用料の日割り計算）

月額使用料は、請求月に従って計算するものとし、請求月の途中で本契約の締結又は解除があった場合は、次のとおり計算を行います。なお、計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

- （1） 契約締結日を含む請求月の請求は、契約締結日から当該請求月締め日までの日数に従い、日割り計算を行います。
- （2） 契約解除日を含む請求月の請求は、当該請求月の起算日から解除日までの日数に従い、日割り計算を行います。
- （3） 前各項目にかかわらず、当該請求期間に締結日及び解除日が含まれる場合は、締結日から解除日までの日数に従い、日割り計算を行います。

第16条（消費税の計算）

契約者が支払う金額は、本規約の各条に規定する額（消費税法に基づき課税される消費税の額が加算された総額をいいます。）とします。ただし、消費税計算上、本規約において規定する金額と請求金額は異なる場合があります。

第17条（延滞利息）

契約者は、本サービスの月額使用料その他の債務（延滞利息を除きます。）について、その支払期日を経過してもなお、支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払うものとします。

第18条（特典の提供義務の免責）

当社は、次の場合には特典の提供義務を免れるものとします。

- (1) 契約者の故意又は重過失によって生じた故障等の場合
- (2) 契約者が住所変更の届けを怠る等、契約者の責めに帰すべき事由により特典の提供が困難な場合
- (3) 戦争・動乱・暴動等によって生じた故障等の場合
- (4) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた故障等の場合
- (5) 公共の機関による差押え、没収等によって生じた故障等の場合
- (6) 地震・噴火・火砕流・津波・疫病等の天災によって生じた故障等の場合
- (7) 故障等の原因について虚偽の申告がなされたと明らかとなった場合
- (8) 契約者が月額使用料その他の債務の支払いを怠る場合
- (9) 上記の(1)～(8)に定めるいずれかの事由の発生又は設備等のメンテナンスが必要な場合により、当社において特典の提供が困難な場合
- (10) その他前各号に準じる事情があると当社が合理的に判断するとき

第20条（サービスの中止・変更・廃止）

当社は、当社の都合（修理業者による対象製品の修理対応が終了した場合を含みます。）により、本サービスの全部又は一部を変更、中止、又は廃止（以下「変更等」といいます。）することができるものとします。この場合、変更等が軽微なときを除き、当社はあらかじめ、メールによる契約者への通知、当社ホームページへの掲示、その他当社が適当と認める方法により告知を行うものとします。

第21条（免責）

- 1 当社による本サービスの提供の中止、変更、廃止等、契約者が本サービスを利用したこと、又は利用できなかったことにより契約者に生じた損害について、当社に軽過失がある場合、契約者が過去1年間に当社に支払った利用料金を賠償額の上限とし、かつ付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。
- 2 契約者が消費者（消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項の定義によるものとします。）の場合、当社に故意又は重過失があるときは、前項を適用しないものとします。

第22条（合意管轄）

本契約に関連して生ずる一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

— (別紙) 特典内容と提供条件 —

特典① (配送交換)

- 3 当社は、契約者の対象製品 (SoftBank Certified 端末) に故障等が生じた場合、当社が指定する交換製品を 5,500 円で提供します。
- 4 交換製品は対象製品と同一機種 (シリーズ・カラー) とします。在庫がない場合は、別途当社が指定する製品とします。
- 5 本特典は、本特典をご利用になった日から起算して 6 か月間を経過する日まで利用できないものとします。
- 6 当社は、契約者が交換製品の受取りをされない場合は、本特典の提供をキャンセルする場合があります。
- 7 交換製品を受け取った時点で、交換製品は契約者の所有物となり、対象製品は当社の所有物となります。契約者は、対象製品を交換製品の到着から 14 日以内に当社へご返送するものとします。
- 8 契約者は、初期不良があった交換製品を、新たな交換製品の到着から 14 日以内に当社へ返送するものとします。
- 9 契約者は、対象製品及び初期不良の交換製品を本特典①に定める期日までに返送しない場合、違約金 44,000 円を当社に支払うものとします。この場合、対象製品及び初期不良の交換製品の所有権は、上記第 5 項の定めに関わらず、違約金を支払った時点で当社から契約者に移転します。
- 10 契約者は、当社が違約金を返金しないことに同意するものとします。
- 11 契約者は、自己の責任で対象製品に保存されているデータのバックアップを取り、データを削除した状態で返送するものとします。
- 12 契約者が別途当社と通信サービス契約を締結中の場合、対象製品の返送を確認するまでは、契約者は機種変更、MNP 等、当社の他のサービス及び手続きを利用できない場合があります。
- 13 当社は、対象製品の返送を確認できない場合、対象製品に対して製品ロック等により当社の通信サービスの利用制限を行う場合があります。
- 14 契約者は、当社が契約者に送付された対象製品を返送しないことに同意するものとします。
- 15 契約者は、USIM カード等付属品を返送物に添付してはいけないものとします。添付されていた場合は、それらの付属品に対する所有権を放棄したものとみなし、当社が廃棄することに同意するものとします。
- 16 契約者に対象製品の割賦代金の残債がある場合、契約者は引き続きこれを支払うものとします。
- 17 当社は、対象製品の利用期間及び[当社ホームページ](#)にて定める無償保証期間を交換製品に引き継ぎます。
- 18 当社は、本特典に関する連絡を電子メールで行うものとします。
- 19 契約者は、SIM 再発行が必要になる場合があります。なお、当社の SIM の場合は当社の通信サービスにおいて別途当社が定める SIM 発行手数料を支払うものとします。
- 20 法人契約の場合、受付できない場合があります。
- 21 契約者の対象製品の機種と交換製品の機種が異なる場合、本特典の利用時に当社にてご契約中の通信サービスの料金プラン又はオプションサービスの変更を伴う場合があります。

特典② (修理受付終了機種割引)

- 1 当社は、当社が指定する対象製品の修理受付終了日を過ぎてから、対象製品に故障等が生じた場合、当社が指定する製品を特別価格で提供します。
- 2 契約者は、本特典の利用の申込時に、対象製品を当社に引き渡すものとします。
- 3 契約者は、当社が指定・販売する製品を特別価格で購入する場合、当該製品でも本サービスに申込みむものとし、本サービスの申込受付が終了している場合は、本契約に代わる指定サービスへ申込みいただきます。また、当社が指定・販売する製品によっては本特典の利用時に当社にてご契約中の通信サービスの料金プラン又はオプションサービスの変更を伴う場合があります。
- 4 契約者は、以下の特典をご利用になった日から起算して 6 か月間を経過する日まで利用できません。
 - (1) あんしん保証パック、あんしん保証パック B、あんしん保証パックプラス、あんしん保証パックプラス B、あんしん保証パックライト、又はあんしん保証パックライト B の「水濡れ・全損保証サービス」、「盗難・紛失保証」又は「修理受付終了機種割引」
 - (2) スーパー安心パック、又はソフトバンクアフターサービスの「盗難・全損保証」
 - (3) あんしん保証パック(i)、又はあんしん保証パック(i)プラスの「全損・盗難・紛失」又は「修理受付終了機種割引」
 - (4) あんしん保証パック with AppleCare Services、又はあんしん保証パック with AppleCare Services B の「盗難紛失による配送交換」又は「修理受付終了機種割引」

表示価格は特に断りがない限り税込です。消費税計算上請求金額と異なる場合があります。

- (5) あんしん保証バックネクストの「修理受付終了特典」
- (6) あんしん保証パック Certified B の「修理受付終了機種割引」

【更新履歴】

本規約作成日 2023 年 3 月 15 日